

社会福祉法人山形 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人山形（以下「本法人」という。）定款第8条、第21条の規定に基づき、理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

第1章 常勤役員の報酬

(理事長の報酬)

第2条 常勤役員である理事長の報酬は、年額1,200万円以内とし、具体的な金額及び支給の方法については、本法人の資産及び収支の状況ならびに民間の給与水準を考慮して、理事会で適正な額を決定するものとする。

(支払方法)

第3条 常勤役員報酬の支払方法については、本法人職員の給与規程第3条、第5条、第6条、第7条、第20条、第21条に規定する内容に準じるものとする。

(通勤手当)

第4条 常勤役員へは、理事会の決議において通勤手当を支給することができる。
2 通勤手当の支給内容・方法については、本法人職員の給与規程第13条に規定する内容に準じるものとする。

第2章 理事の報酬

(理事長以外の理事の報酬)

第5条 理事長以外の理事の報酬は、理事会及び評議員会（以下「役員会等」という。）等への出席1回につき15,000円（源泉徴収控除後の金額）とし、出席の都度現金支給の方法で支払う。ただし、各年度の理事長以外の理事全員に支給する総額が1,200,000円（源泉徴収控除後の金額）を越えない範囲とする。
2 理事が本法人の職員であるときは、支給しない。

第3章 監事の報酬

(監事の報酬)

第6条 監事の報酬は、監事が監査を行ったとき、役員会等への出席1回につき15,000円(源泉徴収控除後の金額)とし、出席の都度現金支給の方法で支払う。ただし、各年度の監事全員に支給する総額が1,200,000円(源泉徴収控除後の金額)を越えない範囲とする。

第4章 評議員の報酬

(評議員の報酬)

第7条 評議員の報酬は、役員会等への出席1回につき15,000円(源泉徴収控除後の金額)とし、出席の都度現金支給の方法で支払う。ただし、各年度の評議員全員に支給する総額が1,200,000円(源泉徴収控除後の金額)を越えない範囲とする。

第5章 その他

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を得なければならない。

附則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。